

家賃補助付きセーフティネット住宅
家賃債務保証料等補助事務手続きマニュアル

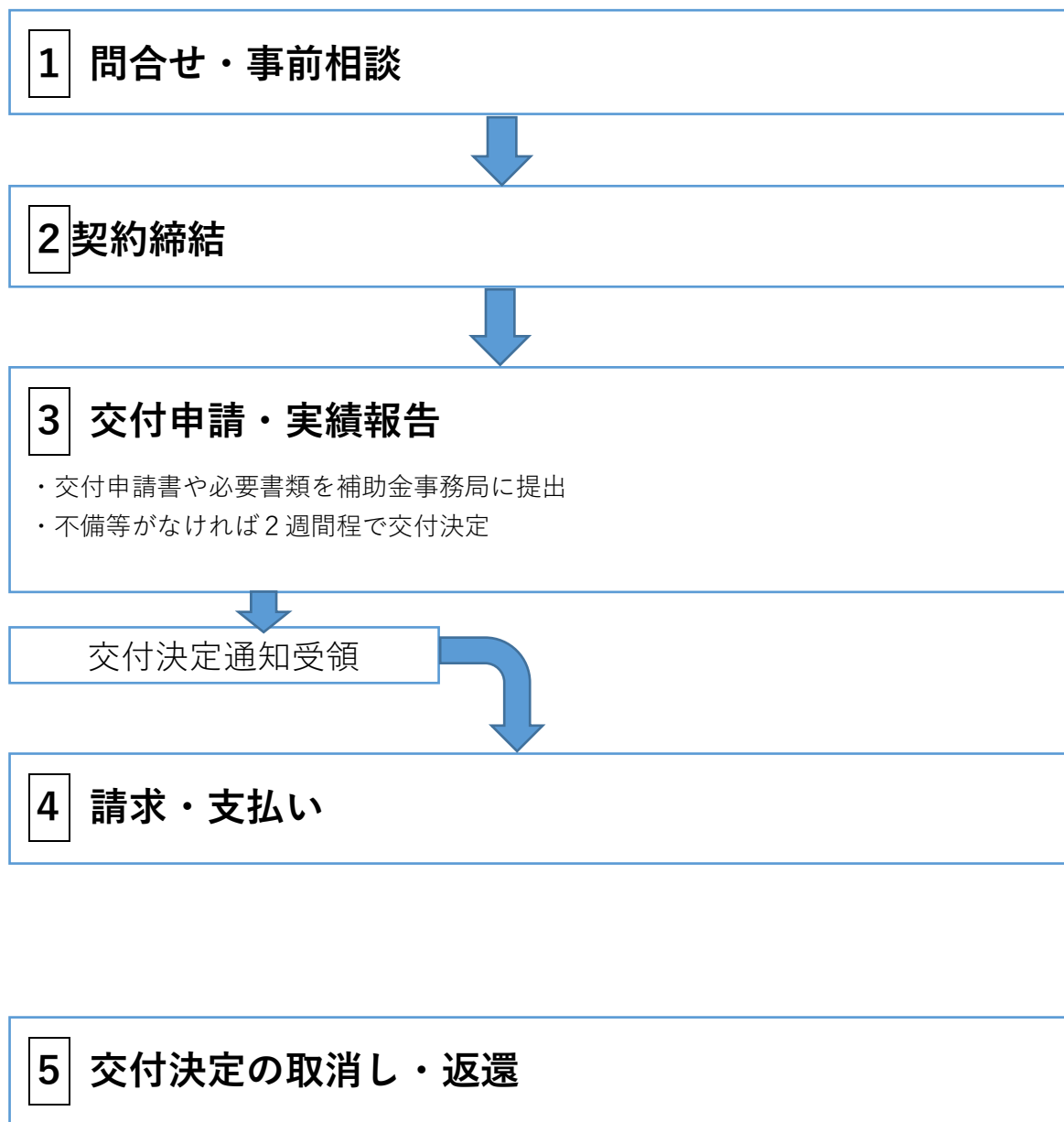
令和4年3月

横浜市建築局住宅政策課

目次

1	家賃債務保証料等補助事務手続きフロー図	2
2	手続きの詳細	3
1	問合せ・事前相談	3
2	契約締結	4
3	交付申請・実績報告	5
4	請求・支払い	8
5	交付決定の取消し・返還	9

1 家賃債務保証料等補助事務手続きフロー図



2 手続きの詳細

1

問合せ・事前相談

■補助の内容

家賃債務保証料及び孤独死・残置物に係る保険料*のうち、
初回の保証料・保険料について、あわせて最大6万円/戸の補助を行います。
※次のいずれかを補償内容に含む保険

- ①残存家財整理費用、②原状回復費用、③家賃損失

■補助の要件

家賃債務保証料等の補助を受ける際は、以下のような要件を満たしている必要があります。

	家賃債務保証を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証を行う者を除く。）を求めないこと。
	家賃債務保証料等の額が適正な水準であること。
	家賃債務保証等を行う者が次のいずれかに該当する者であること ア 住宅セーフティネット法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者 →家賃債務の保証を適切かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けている業者で、下記ホームページから確認できます。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000028.html イ 住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人 ウ 保険業者
	入居者が入居者の資格をすべて満たしていること

■お問合せ先

補助金事務局（横浜市住宅供給公社）へ

TEL：045-451-7762 FAX：045-451-7759

住所：〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、10時～17時

申請書の様式等は市HPからダウンロードできます。

横浜市 家賃補助付きセーフティネット住宅

検索

2

契約締結

- ・通常通り、家賃債務保証等の契約を締結してください。
- ・家賃債務保証料等減額補助の申請は、契約の締結後に行っていただきます。

3

交付申請・実績報告

- ・家賃債務保証料等を減額した額について、交付申請及び実績報告を行っていただきます。
(複数の契約をまとめて報告することも可能です。)
- ・交付申請及び実績報告の提出期限は以下のとおりです。期限に余裕をもって提出いただくようお願いします。

契約締結日	4月1日～2月末日	3月1日～3月31日
提出期限	契約締結日が属する年度の 3月31日	契約締結日が属する <u>翌年度</u> の 3月31日

■手続きの流れ

- ① 事業者が下記の書類を揃えて補助金事務局へ提出してください。

	必要書類	備考
	家賃債務保証料等減額補助金 交付申請書兼実績報告書	・市 HP からダウンロード ・6 ページを参考にしてください。
	家賃債務保証料等減額補助金 交付申請明細書	・市 HP からダウンロード ・7 ページを参考にしてください。
	保証料・保険料の金額や契約内容が確認 できる書類	・各入居者分を提出してください。 ・家賃債務保証契約書の写し等

書類の提出先

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業課 家賃補助付きセーフティネット住宅担当

- ② 書類審査後、家賃債務保証料等減額補助金交付決定通知書兼額確定通知書が補助金事務局から送付されます。

(参考)家賃債務保証料等減額補助金 交付申請書兼実績報告書

令和4年5月31日

横浜市長

申請者：家賃債務保証会社
(貸貸人や入居者ではありません。)

申請者 住所 横浜市〇〇区〇〇1-1-1
氏名 〇〇保証会社
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 045-XXX-XXXX

代表
者印

家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書 (兼委任状)

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃債務保証料等減額補助実施要領 (以下「要領」という。) 第5条第1項の規定に基づき、経済的支援住宅の家賃債務保証料等減額補助金の交付について申請します。

この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立ていたしません。

1 補助対象の経済的支援住宅及び入居者等

別紙のとおり

2 補助申請金額

100,000 円

また、要領第7条第1項の規定に基づき、家賃債務保証料等減額補助金の請求及び受領に関する権限を次の者に委任します。

受任者住所		補助金事務局の住所及び名称が入るので、受任者欄は記載不要です。	
受任者氏名			印

※ 添付書類

- 家賃債務保証料の補助を受ける場合にあつては、家賃債務保証の内容及び保証料を確認できる書類
- 孤独死・残置物に係る保険料の補助を受ける場合にあつては、孤独死・残置物に係る保険の内容及び保証料を確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

4

請求・支払い

- ・ 請求は補助金事務局に委任 するものとします。(「**3**交付申請・実績報告」において提出した「家賃債務保証料等減額補助金交付申請書兼実績報告書」が委任状となります。)

■手続きの流れ

- ① 市が補助金事務局に対して、対象の案件すべての分をまとめて支払います。
- ② 補助金事務局から各事業者へ補助金が支払われます。

5

交付決定の取消し・返還

- ・ 交付決定を受けた家賃債務保証等を行う者が下記のいずれかに該当する場合、市長は交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 要綱及びこれに関連する要領等に違反したとき
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき

- ・ 交付決定が取り消された場合で、その取消しに係る家賃債務保証料等減額補助金が既に家賃債務保証会社に支払われているときは、市長は当該取消しに係る家賃債務保証料等減額補助金について、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めることができます。

横浜市 建築局 住宅政策課

横浜市中区本町6丁目50番地の10 24階

電話 045-671-4121

FAX 045-641-2756